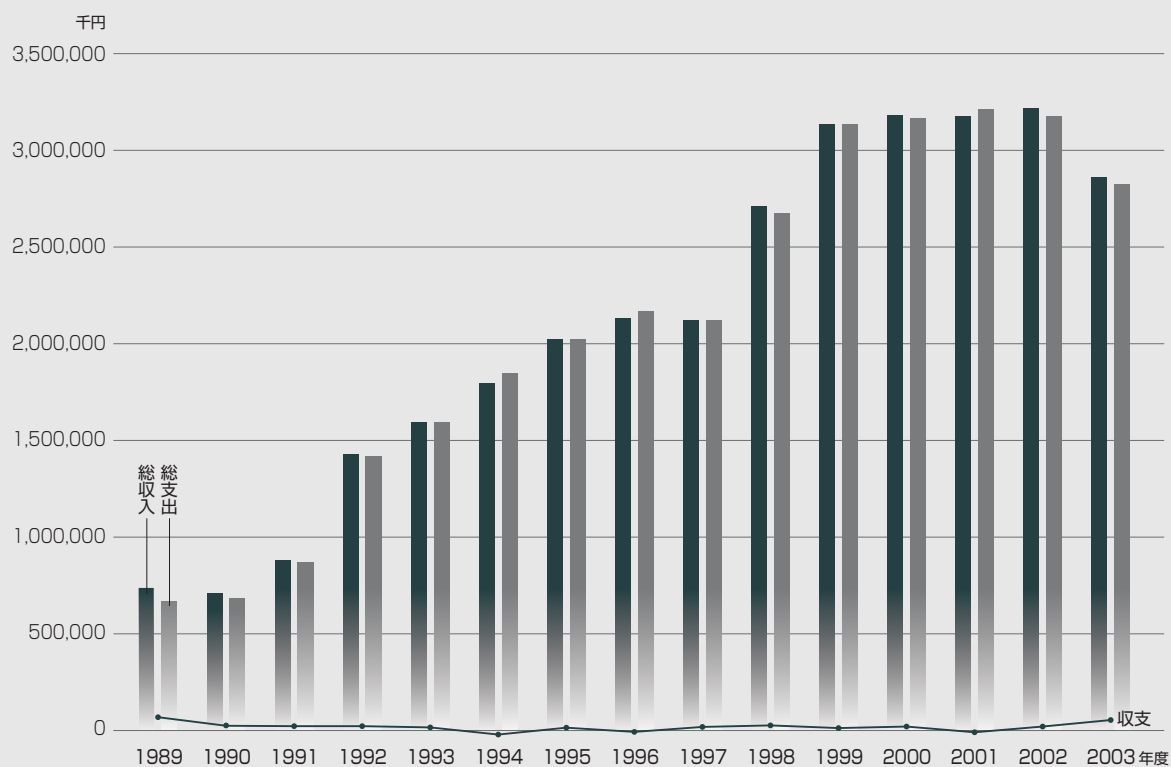


年度別収支

(単位：千円)

	総収入	総支出	収支
1989	735,539	668,103	67,435
1990	706,729	682,410	24,318
1991	872,653	847,857	24,796
1992	1,411,632	1,389,096	22,536
1993	1,580,058	1,564,495	15,563
1994	1,785,176	1,806,868	△21,691
1995	2,020,654	2,015,664	4,990
1996	2,129,949	2,134,818	△4,870
1997	2,114,107	2,109,310	4,797
1998	2,711,719	2,691,794	19,925
1999	3,145,310	3,144,159	1,150
2000	3,187,358	3,182,301	5,057
2001	3,176,351	3,226,027	△49,676
2002	3,217,606	3,185,143	32,463
2003	2,852,580	2,795,275	57,305

(四捨五入の関係で計算の数値は必ずしも一致しない)



2003年度事業報告

事業項目	事業内容	予算件数	実績件数
I. 無償資金協力事業および技術協力事業ならびに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動			
I-1 無償資金協力関連事業			
(1) 無償案件の選定に資する調査	予備調査	1	1
(2) 終了時評価調査	終了時評価調査	0	0
	フォローアップ施設案件	0	0
(3) 一般無償資機材等の調査	簡易機材案件調査	9	9
(4) 一般無償案件の実施促進	一般実施促進調査	0	0
	無償調査員の派遣	1	1
(5) 一般無償資機材案件の調達監理	調達監理（新規／継続）	10／10	9／10
(6) 食糧増産援助資機材等の調査	食糧増産援助調査	16カ国	16カ国
	基礎研究	0	1
(7) 食糧増産援助案件の調達監理	調達監理（新規／継続）	11／1	11／1
(8) 食糧援助調達方式等の調査	食糧援助調査	0カ国	0カ国
(9) 食糧援助案件の調達監理	調達監理（新規／継続）	18／0	18／0
(10) 文化無償関連資機材等の調査	文化無償資機材等調査	48	48
	フォローアップ	4	4
	入札補助業務（新規／継続）	24／44	30／44
(11) 研究支援無償援助	研究支援無償援助（新規／継続）	1／2	2／2
(12) ノン・プロジェクト無償援助	調達監理（新規／継続）	4／19	5／19
(13) 緊急無償援助	調達監理（新規／継続）	2／4	3／4
(14) 紛争予防・平和構築無償	調達監理（新規／継続）	0／2	0／2
(15) 日本NGO支援無償	事前調査	一式	一式
I-2 技術協力関連事業			
(1) プロジェクト機材の計画策定に資する調査	機材計画調査	4	3
	現地調達支援	6	6
(2) 供与資機材の仕様等調査	仕様書作成	75	77
(3) 機材情報支援	機材情報支援業務	一式	一式
	医療特別支援業務	一式	一式
(4) 供与資機材の購送	供与機材購送（新規／継続）	48／83	60／82
(5) 携行機材の購送	携行機材購送	一式	一式
(6) 緊急援助携行機材管理業務		0	0
(7) 緊急援助物資等備蓄体制の改善にかかる調査		0	0
(8) 専門家の派遣	専門家派遣（新規／継続）	2人／9人	2人／9人
I-3 借款調達監理事業			
(1) 借款事業にかかる調達関連書類の照合		0	0
(2) 借款事業にかかる調査	案件監理体制調査	1	1
II. フォローアップおよびアフターケア活動			
フォローアップ事業	フォローアップ調査	12	12
	基礎調査	1	1
	事業費積算・仕様審査業務	一式	一式
	無償資金協力医療機材等維持管理情報センター	一式	一式
III. 国際協力事業を効果的に実施するための調査・研究活動			
III-1 事業費積算・設計審査および基礎研究	事業費積算・設計審査業務	一式	一式
	基礎調査（新規／継続）	7／0	7／0
	無償情報整備	1	1
III-2 技術協力関連事業	機材情報整備	一式	一式
IV. 国際協力事業推進のための啓発・支援活動			
広報活動等	機関紙発行	4回	4回
V. その他本財団の目的を達成するために必要な事業			
NGO支援	NGO支援	11	10

2003年度収支計算書 2003年4月1日から2004年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 異
収入の部			
1. 基本財産運用収入	232,000	231,630	370
基本財産運用収入	232,000	231,630	370
2. 事業収入	2,648,011,000	2,683,910,538	△ 35,899,538
無償資金協力事業収入	1,847,957,000	1,885,873,154	△ 37,916,154
技術協力事業収入	416,555,000	423,162,205	△ 6,607,205
借款調達監理事業収入	6,451,000	0	6,451,000
フォローアップ事業収入	46,598,000	46,598,000	0
無償資金協力調査・研究収入	316,825,000	316,142,000	683,000
技術協力調査・研究収入	13,625,000	12,135,179	1,489,821
3. 事業外収入	162,021,000	168,438,210	△ 6,417,210
雑収入	882,000	882,960	△ 960
敷金・保証金戻り収入	100,485,000	100,485,050	△ 50
特定預金取崩収入	60,654,000	67,070,200	△ 6,416,200
当期収入合計 (A)	2,810,264,000	2,852,580,378	△ 42,316,378
前期繰越収支差額	146,793,000	146,793,095	△ 95
収入合計 (B)	2,957,057,000	2,999,373,473	△ 42,316,473

支出の部

1. 事業費	2,118,145,000	2,055,434,711	62,710,289
無償資金協力事業費	708,198,000	652,913,757	55,284,243
技術協力事業費	109,548,000	105,884,541	3,663,459
借款調達監理事業費	5,022,000	196,570	4,825,430
フォローアップ事業費	3,881,000	2,945,448	935,552
無償資金協力調査・研究費	41,052,000	40,750,615	301,385
技術協力調査・研究費	4,235,000	3,922,911	312,089
広報等事業費	9,230,000	7,848,491	1,381,509
NGO活動支援業務費	7,918,000	7,387,305	530,695
情報基盤整備費	91,421,000	88,304,726	3,116,274
無償資金協力人件費	825,742,000	828,997,560	△ 3,255,560
技術協力人件費	311,898,000	316,282,787	△ 4,384,787
2. 管理費	590,194,000	538,256,489	51,937,511
管理費	590,194,000	538,256,489	51,937,511
3. 事業外支出	100,120,000	201,583,852	△ 101,463,852
固定資産取得支出	0	40,463,852	△ 40,463,852
敷金・保証金支出	120,000	120,000	0
特定預金支出	100,000,000	161,000,000	△ 61,000,000
当期支出合計 (C)	2,808,459,000	2,795,275,052	13,183,948
当期収支差額 (A) - (C)	1,805,000	57,305,326	△ 55,500,326
次期繰越収支差額 (B) - (C)	148,598,000	204,098,421	△ 55,500,421

沿革

1989年	4月	設立（2部4課体制）
	4月	[事務所 新宿区市ヶ谷本村町 経済協力センタービル]
	8月	技術協力仕様書作成業務、食糧増産援助実施促進調査を開始
	12月	無償資金協力現地確認調査を開始
1990年	1月	無償資金協力フォローアップ調査を開始
	4月	無償資金協力調達監理業務を開始
	11月	技術協力供与機材購送業務を開始
1991年	4月	少額資機材供与事業を開始
	11月	組織改編を実施（3部6課体制）
1992年	1月	技術協力専門家携行機材購送業務を開始
	9月	無償資金協力長期調査員派遣を開始
1993年	10月	文化無償業務、ノン・プロジェクト無償業務を開始
1994年	2月	事務所移転 [新宿区西新宿 新宿三井ビル]
	4月	組織改編を実施（3部5課5室体制）
1996年	3月	事務所移転 [渋谷区代々木 新宿三信ビル]
1997年	7月	子どもの健康無償業務を開始
1998年	1月	食糧増産援助調達監理業務を開始
	3月	緊急無償業務を開始
1999年	2月	無償資金協力医療機材等維持管理情報センターを設置
	7月	組織改編を実施（3部1室13課体制）
	10月	NGO支援事業を開始
2001年	4月	寄附行為の一部変更
2002年	4月	研究支援無償業務を開始
	6月	食糧援助調達監理業務を開始
2003年	3月	紛争予防・平和構築無償業務を開始
	4月	事務所移転 [新宿区富久町 新宿EASTビル]
	5月	組織改編を実施（3部11課体制）
	9月	日本NGO支援無償業務を開始
	10月	組織改編を実施（2室3部8課体制）

役員

役職	氏名	現職	2004年3月31日現在（五十音順）
理事長	野村 豊		
専務理事	今津 武		
理 事	岩下 智親	東京海上火災保険株式会社常務取締役	
理 事	諏訪 龍	財団法人日本国際協力センター理事長	
理 事	永松 恵一	社団法人日本経済団体連合会常務理事	
理 事	松井 靖夫	独立行政法人国際協力機構理事	
理 事	宮川 渉	財団法人日本シルバーボランティアズ理事長	
理 事	門田 英郎	財団法人国際開発センター顧問	
監 事	小笠原 敏晶	株式会社ジャパントイズ代表取締役会長兼社長	
監 事	高垣 佑	株式会社東京三菱銀行相談役	

任期：～2005年3月31日

評議員

役職	氏名	現職	2004年3月31日現在（五十音順）
会 長	渡辺 文夫	日本航空株式会社名誉顧問	
副会長	石川 滋	一橋大学名誉教授	
評議員	栗岡 威	三井住友海上火災保険株式会社専務取締役専務執行役員東京企業第一本部長	
評議員	島尾 忠男	財団法人結核予防会顧問、財団法人エイズ予防財団理事長	
評議員	榎木 誠	日本経済新聞社編集局経済解説部編集委員	
評議員	富瀬 南	社団法人海外建設協会専務理事	
評議員	鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問	
評議員	林 典伸	財団法人日本国際協力センター専務理事	
評議員	平木 俊一	新潟大学経済学部教授、新潟大学大学院現代社会文化研究科教授	
評議員	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授、帝京大学大学院教授、政策研究大学院客員教授	
評議員	福田 省三	独立行政法人国際協力機構ドミニカ共和国事務所長	
評議員	古野 雅美	財団法人森とむらの会専務理事	
評議員	松浦 正三	独立行政法人国際協力機構無償資金協力部長	
評議員	松本 洋	財団法人国際文化会館専務理事	
評議員	目黒 依子	上智大学文学部教授	
評議員	吉澤 裕	国際交流基金総務部長	

任期：～2005年3月31日

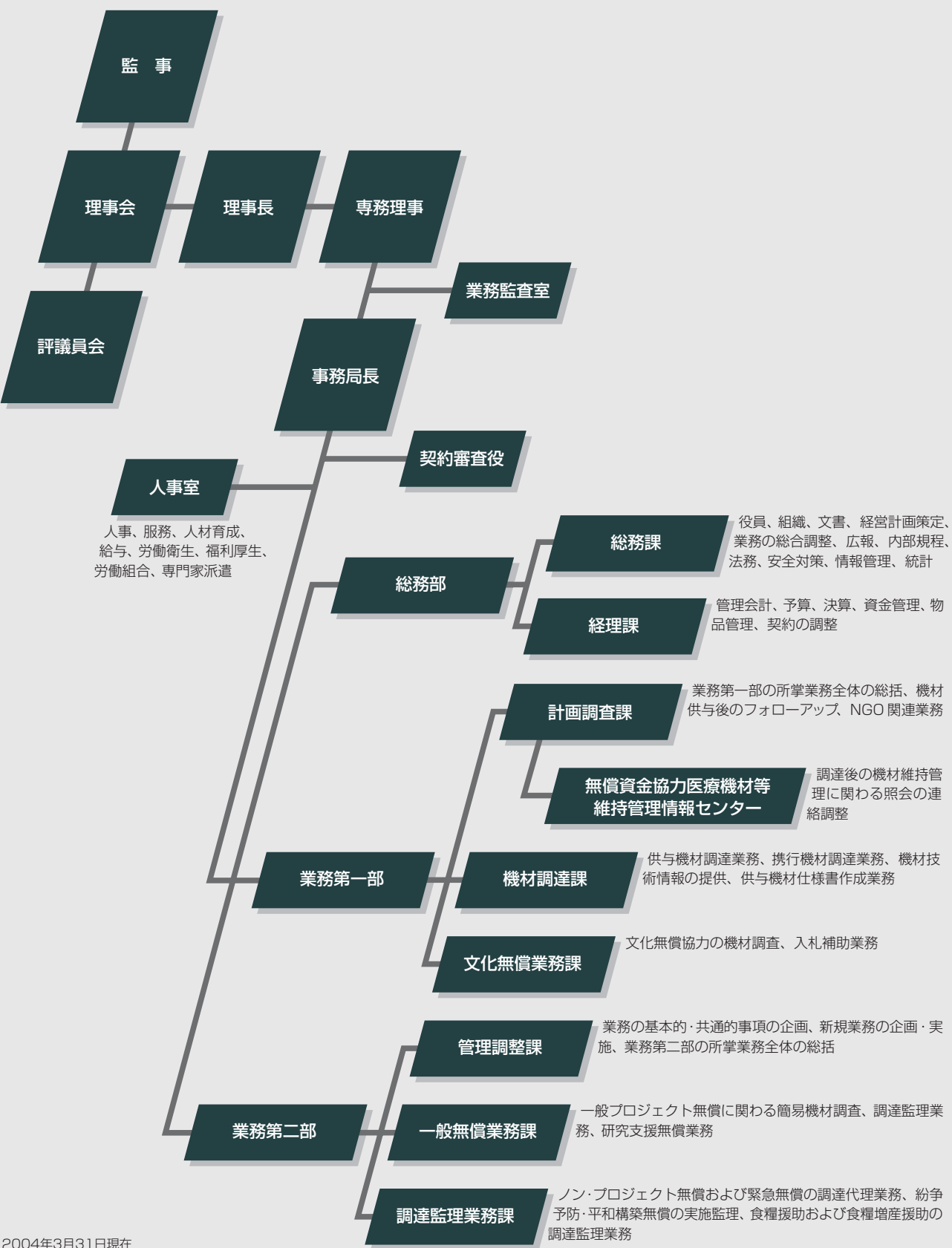
歴代理事長

役職	氏名	就任年月	退任年月
理事長	横田 弘	1989年4月	1991年12月
理事長	徳久 茂	1992年3月	1997年3月
理事長	野村 豊	1997年3月	2004年3月

歴代評議員会会長

氏名	所属等	就任年月	退任年月
渡辺 文夫	日本航空株式会社名誉顧問	1989年4月	2004年3月

組織図



2004年3月31日現在

財団法人日本国際協力システム寄附行為

平成	元年4月12日	外務大臣許可第3号
変更	平成5年12月27日	外務大臣認可第60号
変更	平成8年4月17日	外務大臣認可第16号
変更	平成13年4月13日	外務大臣認可第11号
変更	平成15年4月3日	外務大臣認可第22号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本国際協力システム（以下「本財団」という。）と称し、英文ではJapan International Cooperation System（略称JICS）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、我が国の経済協力分野のうち二国間贈与事業を中心とする事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、もって、世界経済の発展と友好に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために民間企業の活動を尊重しつつ次の事業を行う。
(1) 政府開発援助（ODA）の一部である無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動
(2) 上記事業に係る援助完了後のフォローアップ及びアフターケア活動
(3) 国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究
(4) 国際協力事業推進のための啓発・支援活動
(5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 寄附金品
(3) 財産から生じる収入
(4) 会費
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において

理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。
理 事 6人以上15人以内
監 事 2人
2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
2 理事は、互選により、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。
3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。
7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、本財団の業務を処理し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、予め理事長が指名した順位により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに外務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(任期)

- 第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

- 第21条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(組織)

- 第22条 理事会は、理事をもって組織する。

(権能)

- 第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定定数)

- 第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第31条 本財団に、評議員12人以上24人以内を置く。
- 2 評議員のうち、1人を評議員会会長、2人以内を評議員会副会長とする。
 - 3 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 4 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員の1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとはならない。
 - 5 評議員には、第19条から第21条(第21条第1項但し書を除く。)までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第32条 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 2 評議員会会長及び評議員会副会長は、評議員会において互選する。
 - 3 評議員会会長は、評議員会を招集し、評議員会の議長を務める。
 - 4 評議員会副会長は、評議員会会長を補佐し、評議員会会長に事故あるとき又は評議員会会長が欠けたときは、予め評議員会会長が指名した順位により、その職務を代行する。

(評議員会の職務)

- 第33条 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(評議員会の種類及び開催)

- 第34条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 通常評議員会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 評議員会会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長が必要と認めたとき。
 - (3) 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (4) 第18条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

(評議員会の招集及び運営)

- 第35条 評議員会会長は、前条第3項第2号から第4号までに該当する場合は、

- (3) 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第18条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

(評議員会の招集及び運営)

- 第35条 評議員会会長は、前条第3項第2号から第4号までに該当する場合は、その日から14日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。
- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
 - 3 評議員会には第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 顧問及び専門委員

(顧問)

- 第36条 本財団に顧問5人以内を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本財団の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
 - 4 顧問には、第19条第1項、第20条及び第21条（第21条第1項但し書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- 第37条 本財団に、第4条に掲げる事業に関する技術的、専門的問題を調査、研究をするために、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験等がある者のうちから理事会で選出し、理事長が任命する。
 - 3 専門委員は、調査、研究する事項毎に専門委員会を組織する。
 - 4 専門委員及び専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

- 第38条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援する者を賛助会員とする。賛助会員を分けて、法人賛助会員及び個人賛助会員の2種とする。
- 2 法人賛助会費を支払った者を法人賛助会員、個人賛助会費を支払った者を個人賛助会員とする。
 - 3 賛助会員及び賛助会費についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(拠出金の不返還)

- 第39条 既納の賛助会費及びその他拠出金は返還しない。

第8章 事務局及び書類等の保存

(事務局)

- 第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け等)

- 第41条 本財団の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為

- (2) 理事、監事、評議員、顧問、専門委員及び職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 賛助会員の名簿及び賛助会員の異動に関する書類
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第1号から第6号までのものは永久
 - (2) 第7号及び第8号のものは10年
 - (3) 第9号のものは5年

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第42条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第43条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第44条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

- 第45条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 本財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 5 本財団の設立当初の評議員は、第31条第3項及び第32条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第31条第5項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附 則（平成5年12月27日外務大臣認可第60号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成8年4月17日外務大臣認可第16号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年4月13日外務大臣認可第11号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年4月3日外務大臣認可第22号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

日本国際協力システム年報 2003

2005年3月10日発行

編集・発行——財団法人 日本国際協力システム

〒162-0067 東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル5、6階

TEL. 03-5369-6960 FAX. 03-5369-6961

URL：http://www.jics.or.jp/

編集協力——株式会社 国際協力出版会

印刷——高山印刷株式会社

